

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2023年11月1日

# ノルディック社債ファンド

為替ヘッジあり 為替ヘッジなし

追加型投信/海外/債券

#### ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は 野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。 は請求目論見書に記載しています。
- ●ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

#### 野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号

<照会先>野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104 〈受付時間〉営業日の午前9時~午後5時

●ホームページ

http://www.nomura-am.co.jp/

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

#### 三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

	商品分類			属性区分				
ファンド名	単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
為替ヘッジあり		海外	債券	その他資産 (投資信託証券	年12回	日本	ファンド・オブ・	あり (フルヘッジ)
為替ヘッジなし	追加型	がサント	<b>順分</b>	(債券 社債 低格付債))	(毎月)	欧州	ファンズ	あり

<sup>\*</sup>属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。 上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)でご覧頂けます。

#### <委託会社の情報>

■設立年月日:1959年12月1日

■資本金:171億円(2023年9月末現在)

■運用する投資信託財産の合計純資産総額:53兆8399億円(2023年8月31日現在)

この目論見書により行なうノルディック社債ファンド 為替ヘッジあり/為替ヘッジなしの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年4月27日に関東財務局長に提出しており、2023年4月28日にその効力が生じております。

- ●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ●請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



### ■ ファンドの目的

高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を 行ないます。

### ■ ファンドの特色

#### 主要投資対象

北欧\*\*1市場で発行される、もしくは流通している、または北欧において主要な事業活動に従事している企業が発行する社債(投資適格債券およびハイ・イールド債券)を実質的な主要投資対象\*\*2とします。

なお、北欧市場の優先証券、国債、政府保証債、地方債、短期金融商品等にも実質的に投資 します。

- ※1 北欧とはノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、アイスランドの5ヵ国を指します。
- ※2「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネーインベストメント マザーファンド」を通じて投資する、 主要な投資対象という意味です。

#### 投資方針

ファンドは投資する外国投資信託において、為替ヘッジを行なう「為替ヘッジあり」と為替 ヘッジを行なわない「為替ヘッジなし」から構成されています。

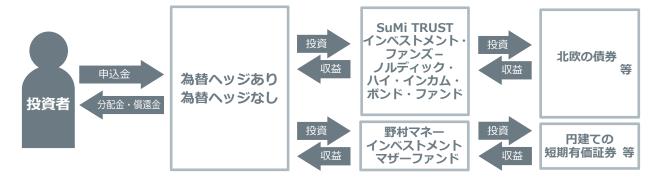
●各々以下の円建ての外国投資信託「SuMi TRUST インベストメント・ファンズ – ノルディック・ハイ・インカム・ボンド・ファンド」および国内投資信託「野村マネーインベストメントマザーファンド」を投資対象とします。

ファンド名	投資対象
為替ヘッジあり	(外国投資信託)SuMi TRUST インベストメント・ファンズ – ノルディック・ハイ・ インカム・ボンド・ファンド A JPY クラス
	(国内投資信託)野村マネーインベストメント マザーファンド
為替ヘッジなし	(外国投資信託)SuMi TRUST インベストメント・ファンズ – ノルディック・ハイ・ インカム・ボンド・ファンド B JPY クラス
	(国内投資信託)野村マネーインベストメント マザーファンド

- ●通常の状況においては、「SuMi TRUST インベストメント・ファンズ ノルディック・ハイ・インカム・ボンド・ファンド」への投資を中心とします\*が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
  - ※通常の状況においては、「SuMi TRUST インベストメント・ファンズ ノルディック・ハイ・インカム・ボンド・ファンド」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



●ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。





#### 投資対象とする外国投資信託の概要

SuMi TRUST インベストメント・ファンズ – ノルディック・ハイ・インカム・ボンド・ファンド(A JPY クラス、B JPY クラス)

(アイルランド籍円建外国投資信託)

主要投資対象  北欧(ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、アイスランド) 市場で発行される、もしくは流通している、または北欧において主要な事業活動に従事している企業が発行する社債(投資適格債券およびハイ・イールド債券)  ・ファンドは北欧市場で発行される、もしくは流通している、または北欧において主要な事業活動に従事している企業が発行する社債を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。なお、ファンドは北欧市場の優先証券、国債、政府保証債、地方債、短期金融商品等にも投資します。 ・投資にあたっては、北欧を含む欧州市場全体のマクロ経済環境、業種固有の要因、ファンダメンタルズ分析、格付、潜在的な損失リスク等を考慮して発行体の選定を行ないます。更に個別債券の残存期間、利回り、債券特性、流動性等を勘案し投資銘柄の選定を行ないます。 ・A JPY クラスは、組入外貨建資産について、原則として対円での為替へッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。B JPY クラスは、組入外貨建資産について、原則として対円での為替へッジを行ないません。 ・投資対象の通貨はノルウェー・クローネ(NOK)、スウェーデン・クローナ(SEK)、デンマーク・クローネ(DKK)、アイスランド・クローナ(ISK)、ユーロ(EUR)、米ドル(USD)、ポンド(GBP)、円(JPY)建てとし、原則として信託財産の純資産総額の70%以上はNOK、SEK、DKK、ISK、EUR建ての資産に投資します。・投資対象とする債券は、取得時において、原則として格付機関からBー格相当以上の格付が付与されている、もしくは投資顧問会社が同等以上とみなす債券とします。・保有する債券の格付が引き下げられ、CCC・格相当以下となった債券、もしくは投資顧問会社が同等以下とみなす債券への投資比率は信託財産の純資産総額の10%以内とします。・株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社	(All the second	
主要投資対象 れる、もしくは流通している。または北欧において主要な事業活動に従事している企業が発行する社債(投資適格債券および)/イ・イールド債券) ・ファンドは北欧市場で発行される。もしくは流通している、または北欧において主要な事業活動に従事している企業が発行する社債を主要投資対象とし、高水準のインカムケインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して適用を行ないます。なお、ファンドは北欧市場の優先証券、国債、政府保証債・地方債、取用金融債局等にも投資します。・投資にあたっては、北欧を含む欧州市場全体のマクロ経済環境、業種固有の要因、ファンダメンタルズ分析、格付、潜在的な損失リスク等を考慮して発行体の適定を行ないます。・A JPY クラスは、組入外資建資産について、原則として対円での為替へッシにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。B JPY クラスは、組入外資建資産について、原則として対円での為替へッシにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。B JPY クラスは、組入外資建資産について、原則として対円での為替へッシに行ないません。・投資対象の適質はノルウェー・クローネ(NOK)、スウェーデン・クローナ(SEK)、デンマーク・クローネ(DKK)、アイスランド・クローナ(SSK)、エーロ(EUR)、米ドル(USD)、ボンド(GBP)、P (D ) PY) 建てとし、原則として信託財産の純資産総額の70%以上はNOK、SEK、DKK、ISK、EUR建ての資産に投資します。・投資対象の通貨はノルウェー・クローネ(NOK)、スウェーデン・クローナ(SEK)、デンドとみなす債券への投資により、取得的において、原則として格付機関からB -格相当以上の格付が付きとしている。保有する債券の格付が引き下げられ、CCC+格相当以下となった債券、もしくは投資顧問会社が同時がよらな対象のが表別を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資制のは活託財産の純資産税等の10%以内とします。・デリバティブの利用は、ヘッシ目的に限定しません。 収益分配方針、大きの関係の人の投資制度を提供を表別で、クロンに関係により、クロンに関係法人と管理を関係を入り、クロンに関係に対しているのでは、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係に対しているのでは、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を対しているのでは、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、ののでは関係を入り、クロンに関係を入り、ののでは関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに対し、クロンに関係を入り、クロンに対し、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに対し、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに関係を入り、クロンに対し、クロンに対し、クロンに対し、クロン	〈運用の基本方針〉	
動に従事している企業が発行する社債を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して連用を行ないます。なお、ファンドは北欧市場の優先証券、国債、政府保証債、地方債、短期金額品等にも投資します。 ・投資にあたっては、北欧を含む欧州市場全体のマクロ経済環境、業種固有の要因、ファンダメンタルズ分析、格付、潜在的な損失リスク等を考慮して発行体の選定を行ないます。・A JPY クラスは、組入外貨建資産について、原則として対円での為替へッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。B JPY クラスは、組入外貨建資産について、原則として対円での為替へッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。B JPY クラスは、組入外貨建資産について、原則として同託財産の純資産総額の10%以上はNOK、SK、DKK、SK、EUR建ての資産に投資します。・投資対象の通貨はノルウェ・クローネ(NOK)、スウェーデン・クローナ(SEK)、デンマーク・クローネ(DKK)、アイスランド・クローナ(SSK)、ユーロ(EUR)、米ドル(USD)、ボンド(GBP)、円(JPY)建てとし、原則として信託財産の純資産総額の70%以上はNOK、SK、DK、SK、EUR建ての資産に投資します。・投資対象とする債券は、取得時において、原則として格付機関からB-格相当以上の格付が付与されいる、もしくは投資顧問会社が同等以上とかなす債券とします。・保有する借券の格付が付与されている。もしくは投資顧問会社が同等以上とかなす債券、もしくは投資顧問会社が同等以下とかなす債券への投資批率は信託財産の性質を行するものまたは転換社債を転換、新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の投資を総額の10%以内とします。・デリバティブの利用は、ヘッシ目的に限定しません。 収益分配方針 毎月、投資顧問会社と協議のよ、管理会社の判断により、分配を行なう方針です。ファンドの規資産残局が30億円を下回った場合には当該クラスを、それぞれ償還する場合があります。  《主政関係法人〉管理会社、SMTファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド 投資顧問会社 SMTファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド 投資顧問会社 DNBアセット・マネジメント・エーエス 保管銀行・三井住友信託銀行ロンドン支店 《管理報酬等》 信託財産の配査に要する費用、外資建資産の保管などに要する費用、借託事務の処理に要する費用、外資建資産の保管などに要する費用、借品事務の処理に要する費用、外資建資産の保管などに要する費用、借託事務の処理に要する費用、外資建資産の保管などに要する費用、借託事務の処理に要する費用、外資建資産の保管などに要する費用、信託財産の配査に要する費用、外資建資産の保管などに要する費用、信託財産の配査に要する費用、外資建資産の保管などに要する費用、用品主教の処理に要する費用、外資建資産の保管などに要する費用、信託財産の配置に要する費用、外資建資産の保管などに要する費用、保証財産の配置に要する費用、外資建資産の保管などに要する費用、信託財産の配置に要する費用、外資資産の保管などに要する費用、信託財産の配置に要する費用、外資資産の保管などに要する費用、信託財産の配置に要する費用、外資資産の保管などに要する費用、信託財産の保管などに要する費用、保証財産の保管などに要する費用、保証財産の保管などに要求していませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませい	主要投資対象	れる、もしくは流通している、または北欧において主要な事業活動に従事している企業が発行
ク・クローネ (DKK)、アイスランド・クローナ (ISK)、ユーロ (EUR)、米ドル (USD)、ポ ンド (GBP)、円 (JPY) 建てとし、原則として信託財産の純資産総額の70%以上はNOK、SEK、DKK、ISK、EUR建ての資産に投資します。 ・投資対象とする債券は、取得時において、原則として格付機関からB−格相当以上の格付が付与されている、もしくは投資顧問会社が同等以上とみなす債券とします。・保有する債券の格付が引き下げられ、CCC+格相当以下となった債券、もしくは投資顧問会社が同等以下とみなす債券の投資比率は信託財産の純資産総額の10%以内とします。・株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。・デリバティブの利用は、ヘッシ目的に限定しません。・デリバティブの利用は、ヘッシ目的に限定しません。 収益分配方針 毎月、投資顧問会社と協議の上、管理会社の判断により、分配を行なう方針です。ファンドの純資産残高が30億円を下回った場合はファンドを、各クラスの純資産残高が30億円を下回った場合はファンドを、各クラスの純資産残高が30億円を下回った場合はファンドを、各クラスの純資産残高が30億円を下回った場合には当該クラスを、それぞれ償還する場合があります。  <主な関係法人> 管理会社 SMTファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド 投資顧問会社 DNBアセット・マネジメント・エーエス 保管銀行 フェース (アイルランド) リミテッド 投資顧問会社 のNBアセット・マネジメント・エーエス 保管銀行 対策を経過の0.65%(年率) 本はし信託財産留保額 なし信託財産留保額 なし信託財産留保額 なし 信託財産日保額 なし 信託財産日間よび立替金の利息など。ファンドの設立に係る費用 (5年にわたり償却)。	投資方針	動に従事している企業が発行する社債を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。なお、ファンドは北欧市場の優先証券、国債、政府保証債、地方債、短期金融商品等にも投資します。 ・投資にあたっては、北欧を含む欧州市場全体のマクロ経済環境、業種固有の要因、ファンダメンタルズ分析、格付、潜在的な損失リスク等を考慮して発行体の選定を行ないます。更に個別債券の残存期間、利回り、債券特性、流動性等を勘案し投資銘柄の選定を行ないます。 ・A JPY クラスは、組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。B JPY クラスは、組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
償還条項 ファンドの純資産残高が30億円を下回った場合はファンドを、各クラスの純資産残高が30億円を下回った場合には当該クラスを、それぞれ償還する場合があります。  <主な関係法人> 管理会社 SMTファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド 受託会社 SMTトラスティーズ(アイルランド)リミテッド 投資顧問会社 DNBアセット・マネジメント・エーエス 保管銀行 三井住友信託銀行ロンドン支店 〈管理報酬等〉 信託報酬 純資産総額の0.65%(年率) 申込手数料 なし 信託財産留保額 なし 信託財産留保額 なし 信託財産留保額 おし 信託財産日保額 おし 信託財産日保額 おし 信託財産日保額 おし および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。ファンドの設立に係る費用(5年にわたり償却)。	主な投資制限	ク・クローネ (DKK)、アイスランド・クローナ (ISK)、ユーロ (EUR)、米ドル (USD)、ポンド (GBP)、円 (JPY) 建てとし、原則として信託財産の純資産総額の70%以上はNOK、SEK、DKK、ISK、EUR建ての資産に投資します。 ・投資対象とする債券は、取得時において、原則として格付機関からB-格相当以上の格付が付与されている、もしくは投資顧問会社が同等以上とみなす債券とします。 ・保有する債券の格付が引き下げられ、CCC+格相当以下となった債券、もしくは投資顧問会社が同等以下とみなす債券への投資比率は信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
「「「「「「「」」」」」「「「」」」」「「」」」」「「」」」」」「「」」」」」」	収益分配方針	毎月、投資顧問会社と協議の上、管理会社の判断により、分配を行なう方針です。
<ul> <li>管理会社 SMTファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド</li> <li>受託会社 SMTトラスティーズ (アイルランド) リミテッド</li> <li>投資顧問会社 DNBアセット・マネジメント・エーエス</li> <li>保管銀行 三井住友信託銀行ロンドン支店</li> <li>〈管理報酬等〉</li> <li>信託報酬 純資産総額の0.65% (年率)</li> <li>申込手数料 なし</li> <li>信託財産留保額 なし</li> <li>信託財産留保額 なし</li> <li>信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。ファンドの設立に係る費用 (5年にわたり償却)。</li> </ul>	賞 還 条 項	
受託会社 SMTトラスティーズ (アイルランド) リミテッド 投資顧問会社 DNBアセット・マネジメント・エーエス 保管銀行 三井住友信託銀行ロンドン支店 〈管理報酬等〉 信託報酬 純資産総額の0.65% (年率) 申込手数料 なし 信託財産留保額 なし 信託財産留保額 なし 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、よび立替金の利息など。ファンドの設立に係る費用 (5年にわたり償却)。	<主な関係法人>	
投資顧問会社 DNBアセット・マネジメント・エーエス 保管銀行 三井住友信託銀行ロンドン支店 <管理報酬等> 信託報酬 純資産総額の0.65% (年率) 申込手数料 なし 信託財産留保額 なし 信託財産留保額 なし 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。ファンドの設立に係る費用 (5年にわたり償却)。	管 理 会 社	SMTファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド
保管銀行 三井住友信託銀行ロンドン支店 <管理報酬等> 信託報酬 純資産総額の0.65%(年率) 申込手数料 なし 信託財産留保額 なし 信託財産留保額 なし 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。ファンドの設立に係る費用(5年にわたり償却)。	受 託 会 社	SMTトラスティーズ(アイルランド)リミテッド
全管理報酬等   純資産総額の0.65% (年率)	投資顧問会社	DNBアセット・マネジメント・エーエス
信託報酬 純資産総額の0.65% (年率) 申込手数料 なし 信託財産留保額 なし 信託財産留保額 なし 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。ファンドの設立に係る費用 (5年にわたり償却)。	保 管 銀 行	三井住友信託銀行ロンドン支店
申込手数料 なし 信託財産留保額 なし 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費 日および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。ファンドの設立に係る費用(5年にわたり償却)。	<管理報酬等>	
信託財産留保額 なし 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費 用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。ファンドの設立に係る費用(5年にわたり償却)。	信 託 報 酬	純資産総額の0.65%(年率)
信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費 その他の費用 用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息お よび立替金の利息など。ファンドの設立に係る費用(5年にわたり償却)。	申込手数料	なし
その他の費用 用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。ファンドの設立に係る費用(5年にわたり償却)。	信託財産留保額	なし
		用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。ファンドの設立に係る費用(5年にわたり償却)。

\*上記は2023年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ております。



#### 「野村マネーインベストメント マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益 の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

#### スイッチング

「為替ヘッジあり」「為替ヘッジなし」間でスイッチングができます。

(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

#### 主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への 投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への 投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

#### 分配の方針

原則、毎月7日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配 当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、 売買益等が中心となる場合があります。なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配 金額が大きく変動する場合があります。































\*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその 金額について示唆、保証するものではありません。

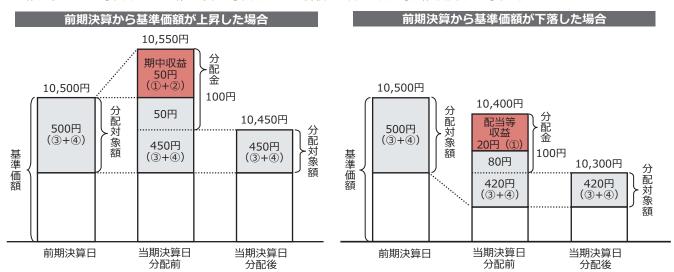


#### 分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資 産から支払われますので、分配金支払い後の純資産 はその相当額が減少することとなり、基準価額が下 落する要因となります。



- ●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配 を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を 示唆するものではありません。
  - ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基 準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
  - ※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。 分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または 全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、 基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合 には分配金の全額が普通分配金となります。 (普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。)
元本払戻金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本
(特別分配金)	払戻金(特別分配金)となります。

◆投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の 投資者の個別元本となります。



(分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合の一例)

分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準 価額について示唆、保証するものではありません。

### ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。 ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。 特にファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド債券等の格付けの低い 債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や 組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと 想定されます。
為替変動リスク	各ファンドの為替変動リスクは以下の通りです。 ・為替ヘッジなし 投資対象である外国投資信託の組入外貨建資産について、原則として対円 での為替ヘッジを行ないませんので、組入外貨建資産にかかる通貨の対円 での為替変動の影響を受けます。 ・為替ヘッジあり 投資対象である外国投資信託の組入外貨建資産について、原則として為替 ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、 完全にヘッジすることは出来ませんので、組入外貨建資産にかかる通貨の
	対円での為替変動の影響を受ける場合があります。 また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分の ヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

<sup>\*</sup>基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### ■ その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない 場合があります。
- ●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。



- ●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などに は、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ●金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の 停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の 判断でファンドの購入(スイッチングによる購入を含みます。)・換金の各受付けを中止すること、および既に受 付けた購入(スイッチングによる購入を含みます。)・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ●各ファンドが各々投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。
- ●外国投資信託の組入外貨建資産について行なう為替ヘッジにおいて、店頭デリバティブ取引等を利用する場合があります。
- ●店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を 設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

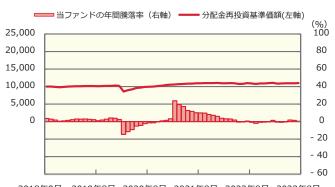
※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

### ■ リスクの定量的比較 (2018年9月末~2023年8月末:月次)

#### ■為替ヘッジあり

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年9月 2019年8月 2020年8月 2021年8月 2022年8月 2023年8月

#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファント゛ 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	23.8	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値(%)	△ 14.6	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	2.3	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### ■為替ヘッジなし

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年9月 2019年8月 2020年8月 2021年8月 2022年8月 2023年8月

#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 当ファンド

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	41.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値(%)	△ 22.6	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	5.3	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



<代表的な資産クラスの指数>

○日本株:東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

○ 元進国株:MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース) ○ 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

〇日本国債: NOMURA-BPI国債

○先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

○新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス – エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

#### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・配当込みTOPIX(「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、 指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商 標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、 任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対し てもJPXは責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○ NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○ FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス – エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス – エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数)とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMのrgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてボジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または資主になっている可能性もあります。

てボシションを持ったり、売真を行ったり、またはイーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ノレー人メント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

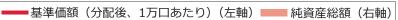
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資 銀行業務を行う際に使用する名称です。

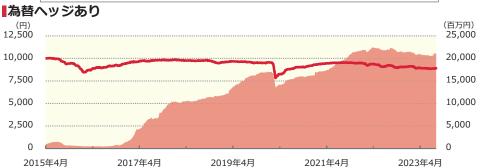
(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



## **運用実績** (2023年8月31日現在)

## ■ 基準価額・純資産の推移 (日次: 設定来)





#### ■為替ヘッジなし (百万円) 10,000 (円) 12,500 10,000 8,000 7,500 6,000 5,000 4,000 2,500 2,000 0 0 2017年4月 2015年4月 2019年4月 2021年4月 2023年4月

### ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

#### 為替ヘッジあり

2023年8月	30	円
2023年7月	30	円
2023年6月	30	円
2023年5月	30	円
2023年4月	30	円
直近1年間累計	360	円
設定来累計	2,940	円

#### ▲替ヘッジなし

40	円
40	円
480	円
3,920	円
	40 40 40 40 40 480

### ■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

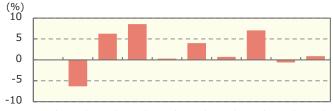
順位	銘柄	業種	投資比率(%)	
川良1立	<b>■</b>	未住	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
1	Skill Bidco APS FRN 02.03.2028	工業	2.8	2.8
2	Norwegian Energy Company ASA 9 17.06.2026	エネルギー	2.4	2.4
3	Norske Skog AS FRN 02.03.2026	素材	2.1	2.1
4	Altera Shuttle Tankers 9.5 15.12.2025	工業	2.0	2.0
5	DNO ASA 7.875 09.09.2026	エネルギー	2.0	2.0
6	B2Holding ASA FRN 28.05.2024	金融	1.9	1.9
7	Kistefos AS FRN 11.09.2024	金融	1.8	1.8
8	American Tanker Inc. 7.75 02.07.2025	工業	1.7	1.7
9	Esmaeilzadeh Holding AB FRN 26.01.2025	金融	1.5	1.5
10	Global Agrajes SLU FRN 22.12.2025	素材	1.5	1.5



# 運用実績 (2023年8月31<sub>日現在)</sub>

## **年間収益率の推移**(暦年ベース)

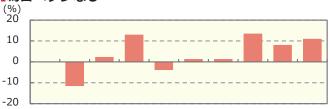
#### ■為替ヘッジあり



2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2023年

- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2015年は設定日(2015年4月28日)から年末までの収益率。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

#### ■為替ヘッジなし



2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年 2022年 2023年

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、 委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。



## ▋ お申込みメモ

購 入 単 位	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
換 金 単 位	1万口単位、1口単位または1円単位
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額
	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延 期する場合があります。
申 込 締 切 時 間	午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2023年4月28日から2024年4月30日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	大口換金には制限を設ける場合があります。
スイッチング	「為替ヘッジあり」「為替ヘッジなし」間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)
申 込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が下記のいずれかに該当する場合には、原則、 購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。 ・ロンドンの銀行の休業日 ・ダブリンの銀行の休業日 ・オスロの銀行の休業日 ・オスロの証券取引所の休業日(半休日を含む)
購入・換金申込受付の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、 換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、 スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	2025年7月7日まで (2015年4月28日設定)
繰 上 償 還	各ファンドにつき、主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、償還となります。 また、各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎月7日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)
信託金の限度額	各ファンドにつき、1500億円
公 告	原則、http://www.nomura-am.co.jp/に電子公告を掲載します。
運用報告書	1月、7月のファンドの決算時、償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。



課税上は、株式投資信託として取扱われます。

配当控除の適用はありません。

課 税 関 係

公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの対象とならない予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\*上記は2023年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

## ■ ファンドの費用・税金

#### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

投資者が但接的に負担する貧用							
	購入時手数料	購入価額に3.3%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事 コストの対価として、購入時に頂戴するものです。					
	信託財産留保額 ありません						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
	運用管理費用(信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。					
		信託報酬率			年1.045%(税抜年0.95%)		
		支お払	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.27%		
		および役務の内容	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.65%		
		容 抜)	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.03%		
		投資	資対象	とする外国投資信託の信託報酬率	年0.65%		
		実質的な負担 (注)			年1.695% 程度(税込)		
		(注) ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する 信託報酬率について算出したものです。					
	その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等					

<sup>※</sup>購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



#### 税金

- ●税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- \*上記は2023年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- \*少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。(2023年8月末現在)

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- \*法人の場合は上記とは異なります。
- \*税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。